

の 名家連ニュース

令和3年3月25日(木)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀田 明
TEL/FAX(052)846-5576 NO.794号

❖ 愛知県タクシー協会55事業者 精神障害者1割引き ❖

令和3年3月7日(日) 中日新聞朝刊

— 報道内容概略 —

愛知県タクシー協会は、精神障害者の運賃を1割引きにする方針を固め、それぞれ中部運輸局に申請した。早ければ今月中旬以降に、順次認可される見通し。障害者手帳を提示すれば身体・知的障害者と同様に料金の1割が割引されます。

協会副会長で、障害者支援の社会福祉法人理事長も務める横山宣幸刈谷交通社長は「タクシー会社の取組が、精神障害者への支援が広がるきっかけになれば」と話している。

関係団体の歓迎の談話として、愛知県精神障害者家族会連合会の江崎英直会長は「遠くの病院に通う精神障害者もいる。タクシーが少しでも利用しやすくなるのはありがたい」、全国精神保健福祉会連合会の小幡恭弘事務局長は「障害者の間で差があるのはおかしい。タクシー以外の公共交通機関にも広がってほしい」と話している。

尚、報道記事の中で、「タクシー運賃の1割引きを導入している事業者は、ほとんどが首都圏で他の地域は少ない」と報道されていますが、地方においても家族会の運動などで1割引きが実現しています。厚生労働省の資料を紹介いたしますのでご参照下さい。

下記内容は、令和2年3月の厚生労働省障害保健福祉関係主管課長会議(社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課/医療観察法医療体制整備推進室/心の健康支援室/公認心理師制度推進室/依存症対策推進室)で公開されている資料です。

リンク先 URL は <https://www.mhlw.go.jp/content/000608271.pdf> です

地方公共団体における精神障害者保健福祉手帳等に基づく主なサービス一覧

令和元年12月末現在 (注)本資料は、都道府県及び指定都市において把握している内容を整理したものである。—と記されています。「タクシー運賃1割引」と「タクシー利用券」が判明しづらい一覧表になっていますが、この資料を精査すると

1. 精神障害者のタクシー運賃の1割引を導入しているのは、北海道、秋田県、山形県、福島県、新潟県、石川県、京都府、広島県、徳島県、高知県、佐賀県、沖縄県となっています。

※今回の愛知県の場合でもそうですが、全てのタクシー事業者が実施しているわけではないようです。

2. 宮城県、茨城県、栃木県、福井県、山梨県、静岡県、三重県、滋賀県、長崎県は「一部市町村でタクシー利用券が支給」と記載されています。

3. 指定都市でタクシー利用券(支給枚数等は異なる)が支給されているのは、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、相模原市、名古屋市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市となっています。資料には無記載ですが、旅客船運賃割引など沿岸部の地方はよく頑張っています。